

入札説明書

令和6年10月7日千葉市公告第806号により公告したキャッシュレス決済導入業務委託の入札等については、関係法令等に定めるもののほか、この入札説明書による。

1 一般競争入札に付する事項

(1) 件名

キャッシュレス決済導入業務委託

(2) 概要

別添「仕様書」のとおり

(3) 履行場所

千葉市役所又は本市が保有する施設のうち、市が指定する場所

(4) 契約期間

契約締結日から令和7年3月31日まで

2 競争入札参加資格

一般競争入札に参加を希望する者は、次のすべての要件を満たしていなければならない。

(1) 令和6・7年度千葉市物品入札参加資格の審査を受け、資格を有すると認められている者であること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者で、次のいずれにも該当しないものであること。

ア 手形交換所による取引停止処分を受けてから2年を経過しない者

イ 当該入札日前6か月以内に不渡手形又は不渡小切手を出した者

ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）の更生手続開始の申立てをした者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がなされていないもの

エ 民事再生法（平成11年法律第225号）の再生手続開始の申立てをした者で、同法に基づく裁判所からの再生計画認可決定がなされていないもの

オ 千葉市内において、都市計画法（昭和43年法律第100号）の規定に違反している者

カ 千葉市内に本店又は営業所等を有する者にあつては、千葉市税（延滞金を含む）を完納していないもの

キ 千葉市内に本店又は営業所等を有する者で、個人住民税の特別徴収を行うべき者にあつては、個人住民税の特別徴収を行っていないもの

ク 千葉市物品等入札参加資格者指名停止措置要領（昭和60年8月1日施行）に基づく指名停止措置等を、入札参加資格確認申請期限の日から入札日までの間に受けている

者

- (3) 過去2年以内に、本市又は国、県、他の地方公共団体若しくは企業に対して2回以上キャッシュレスを導入した実績のあること。(実績を証明できる契約書の写しなどを添付すること)
- (4) 複数業者による連合体(以下「共同企業体」という。)の参加も下記要件を満たす場合に限り認めるものとする。
 - ア 共同企業体の中から代表となる法人(以下「代表者」という。)を定めること。また、本市への質疑や書類提出等は、代表者が行うこと。
 - イ 共同企業体の場合にあつては、代表者又は構成員が本公募の他の代表者又は応募者でないこと。
 - ウ 共同企業体を構成する、代表者以外の事業者においても上記(2)ア〜クについて満たすこと。

3 入札参加資格確認申請書の提出

一般競争入札に参加を希望する者は、入札参加資格確認申請書及び関係資料を提出し入札参加資格の確認を受けなければならない。

- (1) 提出期間 公告の日から令和6年10月15日(火)まで(日曜日、土曜日及び休日を除く午前9時30分から午後4時30分まで)。ただし、郵送による場合は、令和6年10月15日(火)午後5時00分までに簡易書留又は特定記録にて必着とする。

千葉市電子申請システムにより提出する場合は、以下のURLより令和6年10月15日(火)午後5時00分までに手続を完了すること。なお、申請にあたっては、令和6・7年度千葉市委託入札参加資格者名簿に登録されているメールアドレスを用いることとする。

URL : https://apply.e-tumo.jp/city-chiba-u/offer/offerList_detail?tempSeq=36241

- (2) 提出場所 千葉市総務局情報経営部業務改革推進課

- (3) 提出方法 持参、郵送又は電子申請

- (4) 提出書類

ア 入札参加資格確認申請書

イ 誓約書

ウ 前記2(3)を証する書類

エ 滞納無証明書(千葉市内に本店又は営業所等を有する者)

*申請時において、発行後3か月以内のもの(写しでも可)

オ 共同企業体構成員一覧表(共同企業体での申請の場合のみ)

カ 委任状(共同企業体)(共同企業体の代表企業への委任を示すもの)

キ 共同企業体協定書(共同企業体での申請の場合のみ)

※共同企業体での申請の場合、構成企業についても、イ、ウ、エを提出すること。また、

「カ 共同企業体協定書」については、目的、名称、事業所の所在地、構成員の住所及び名称、代表構成員の名称、代表構成員の権限、構成員の責任、業務の分担、費用に係る請求者・支払先口座、その他必要事項を詳細かつ明確に記載すること。

(5) 確認通知 令和6年10月16日(水)までに申請者に入札参加資格確認結果通知書
を通知する。

4 仕様書に関する質問の受付

- (1) 提出期間 公告の日から令和6年10月15日(火)午後5時00分まで
- (2) 提出方法 質問回答書を後記8の契約事務担当課に電子メールで提出すること。
- (3) 質問に対する回答期限 令和6年10月16日(水)午後4時00分まで
- (4) 回答方法 当該質問提出期間内に受理したすべての質問内容及び回答を、全入札参加者に対して電子メールで回答する。

5 入札手続等

(1) 入札・開札の日時及び場所

日時 令和6年10月18日(金)午後3時00分
場所 千葉市総務局情報経営部業務改革推進課
(千葉市役所低層棟3階M301会議室)

(2) 入札書類

- ア 入札書
- イ 入札金額積算内訳書(任意様式) ※入札金額の算出根拠を示すこと
- ウ 委任状 ※必要な場合のみ

(3) 入札方法

総俣で行う。入札者は、原則として前記(1)の入札及び開札の日時及び場所に出席して、入札書を商号及び入札件名を記載した封筒に入れて提出すること。入札書を提出する際は、必ず入札金額積算内訳書を同封すること。

ただし、郵便による入札の場合は二重封筒とし、表封筒に「入札書在中」と朱書して、後記8の契約事務担当課宛とし、日曜日、土曜日及び休日を除く入札日前日の午後5時00分までに書留郵便にて必着のこと。

<留意事項>

- ・入札金額積算内訳書には、次の項目の内訳と合計金額を明示すること。
 - ア キャッシュレス初期導入費用
 - イ キャッシュレス利用料等
- ・入札書等は、二重封筒(内封筒及び外封筒)により送付すること。
- ・入札書等を持参する場合は、入札参加資格確認結果通知書を持参すること。
- ・代理人が入札書等を持参する場合は代表者からの委任を受けること。

(4) 入札書に記載する金額

入札金額は、総価とする。なお、落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(5) 入札保証金

要。ただし、千葉市契約規則第8条の規定に該当する場合は免除とする。

(6) 落札者の決定方法

千葉市契約規則第10条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、最低制限価格以上の価格で入札をした者のうち、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とし、最低制限価格に満たない応札をしたものは失格とする。なお、落札者となるべき同価の入札を行ったものが2者以上あるときは、くじにより落札者を決定する。

(7) 無効となる入札

千葉市契約規則第16条の規定に該当する入札

6 再度入札の実施

(1) 開札において予定価格に達する価格の入札がなく、落札者がいないときは、直ちに再度入札を行う。

(2) 再度入札の回数は、1回とする。

(3) 再度入札には、初回の入札に参加しなかった者、開札に立会わなかった者又は、初回の入札で失格又は無効とされた者は参加できない。

7 契約手続き等

(1) 契約保証金

要。ただし、千葉市契約規則第29条の規定に該当する場合は免除。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(4) 契約条項等の閲覧

千葉市契約規則等は、千葉市総務局情報経営部業務改革推進課で閲覧できる。

8 契約事務担当課

〒260-8722 千葉市中央区千葉港1番1号

千葉市総務局情報経営部業務改革推進課情報化推進班

電話 043-245-5797

Eメール gyomukaikaku.GEI@city.chiba.lg.jp

9 添付書類等

- (1) 入札の心得
- (2) 契約書（案）
- (3) 仕様書
- (4) 入札参加資格確認申請書
- (5) 誓約書
- (6) 質問回答書
- (7) 入札書
- (8) 入札辞退届
- (9) 委任状
- (10) 封筒記載例
- (11) 共同企業体構成員一覧表（共同企業体での申請の場合のみ）
- (12) 委任状（共同企業体）（共同企業体の代表企業への委任を示すもの）